

横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準 新旧対照表

旧	新 (案)
<p>(適用範囲) 第1条 略</p> <p>(用語の定義) 第2条 この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市緑地法（昭和48年法律第72号）及び都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）の例による。 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(15) 略 (16) 工場等 製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、倉庫（<u>配送・物流センターを含む</u>）、資材（機材）置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場をいう。</p> <p>第2条の3 略</p> <p>(緑化施設の算出基準) 第3条、第4条 略</p> <p>(緑化施設の整備方法) 第5条 略</p> <p>(緑化率の適用除外) 第6条 略</p> <p>(許可条件) 第7条 略</p>	<p>(適用範囲) 第1条 略</p> <p>(用語の定義) 第2条 この基準における用語の意義は、この基準において定めるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市緑地法（昭和48年法律第72号）及び都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）の例による。 2 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(15) 略 (16) 工場等 製造・加工・修理等を行う施設、石油・液化ガス等の貯蔵・処理施設、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラント、発電所・変電所、トラック・バス・タクシー等の営業所・自動車ターミナル、<u>倉庫業を営む倉庫</u>、資材（機材）置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理場をいう。</p> <p>第2条の3 略</p> <p>(緑化施設の算出基準) 第3条、第4条 略</p> <p>(緑化施設の整備方法) 第5条 略</p> <p>(緑化率の適用除外) 第6条 略</p> <p>(許可条件) 第7条 略</p>

<p>(認定条件) 第8条 略</p> <p>(建築物緑化認定証の取得) 第9条 略</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この基準は、平成 21 年 4 月 3 日から施行する。</p> <p>(移行措置) 2 平成 21 年 4 月 2 日以前に、横浜市開発事業の調整等に関する条例第 17 条第 1 項の同意を得た建築物の建築（当該建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為を含む。）又は緑の環境をつくり育てる条例第 9 条第 1 項の規定による緑化協議が成立した建築物の建築については、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、当該同意又は成立をもって「着手していた行為」とみなすことができる。</p> <p>3 前項の規定は、平成 21 年 4 月 3 日から平成 21 年 9 月 30 日まで適用する。</p> <p>附 則 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成 23 年 10 月 3 日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和 6 年 12 月 20 日から施行する。</p>	<p>(認定条件) 第8条 略</p> <p>(建築物緑化認定証の取得) 第9条 略</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この基準は、平成 21 年 4 月 3 日から施行する。</p> <p>(移行措置) 2 平成 21 年 4 月 2 日以前に、横浜市開発事業の調整等に関する条例第 17 条第 1 項の同意を得た建築物の建築（当該建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為を含む。）又は緑の環境をつくり育てる条例第 9 条第 1 項の規定による緑化協議が成立した建築物の建築については、第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、当該同意又は成立をもって「着手していた行為」とみなすことができる。</p> <p>3 前項の規定は、平成 21 年 4 月 3 日から平成 21 年 9 月 30 日まで適用する。</p> <p>附 則 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成 23 年 10 月 3 日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この基準は、令和 6 年 12 月 20 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は、令和〇年 〇月 〇日から施行する。</u></p>
--	---